

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

徳島県立城東高等学校長 藤本和史

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う  
学校における対応について（お知らせ）

日頃より、本校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、令和5年5月8日から、改正された「学校保健安全施行規則」が施行されます。つきましては、出席停止の取扱いに変更がありますので、お知らせいたします。

引き続き、円滑な学校運営のために、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

**1. 令和5年5月8日以降の出席停止等の取扱いについて**

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後、五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。（「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。）
- ・「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日からの起算となります。
- ・無症状の場合は、検体を採取した日から五日を経過するまでを基準とします。
- ・濃厚接触者としての特定は行われなくなることから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒や学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とすることはしません。
- ・「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合は次のとおりです。
  - （ア）同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
  - （イ）医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない校長が判断した場合

**2. その他**

- ・感染が確認された生徒が出席停止の期間を経て、登校するにあたっては、治癒証明及び陰性証明の書類は必要ありません。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登校しないようにしてください。

※新たな通知が届いた場合は、文書等で御連絡させていただきます。